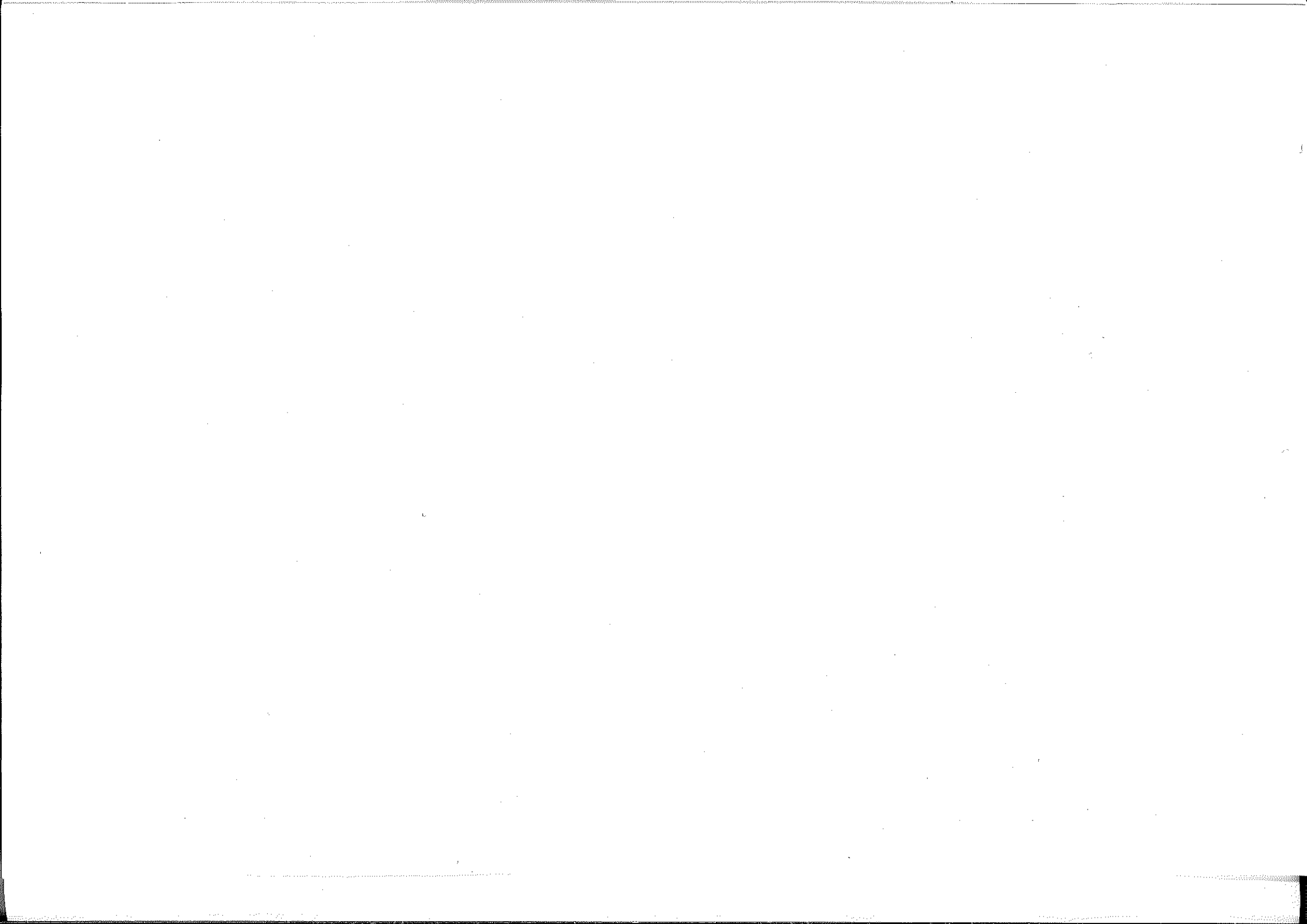


令和4年11月定例名古屋港管理組合議会議案



目 次

第 9 号 議 案	令和 4 年度名古屋港管理組合一般会計補正予算	1 頁
第 10 号 議 案	令和 4 年度名古屋港管理組合基金特別会計補正予算	7
第 11 号 議 案	令和 4 年度名古屋港管理組合施設運営事業会計補正予算	10
第 12 号 議 案	職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	11
第 13 号 議 案	指定管理者の指定について（新舞子マリンパーク、南浜緑地及び北浜緑地）	14
第 14 号 議 案	指定管理者の指定について（中川口緑地始め 7 緑地）	15
第 15 号 議 案	指定管理者の指定について（富浜緑地（名古屋港ゴルフ倶楽部（富浜コース）等を除く。）始め 8 緑地）	16
第 16 号 議 案	指定管理者の指定について（名古屋港ゴルフ倶楽部（富浜コース）等）	17
第 17 号 議 案	指定管理者の指定について（名古屋港ポートビル及びガーデンふ頭臨港緑園）	18
第 18 号 議 案	指定管理者の指定について（名古屋港水族館）	19
第 19 号 議 案	権利の放棄及び和解について	20
第 20 号 議 案	訴えの提起について（建物収去土地明渡及び未納貸付料等支払請求事件）	22
第 21 号 議 案	訴えの提起について（損害賠償請求事件）	23



第9号議案

令和4年度名古屋港管理組合一般会計補正予算

令和4年度名古屋港管理組合一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,601,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30,171,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の補正は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(組合債の補正)

第4条 組合債の補正は、「第4表 組合債補正」による。

令和4年11月15日提出

名古屋港管理組合管理者 名古屋市長 河村 たかし

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 使用料及び手数料		千円 4,429,411	千円 8,584	千円 4,437,995
	1 使用料	4,429,401	8,584	4,437,985
3 国庫支出金		1,348,500	326,600	1,675,100
	1 国庫負担金	1,348,500	326,600	1,675,100
7 繰越金		400,000	738,816	1,138,816
	1 繰越金	400,000	738,816	1,138,816
9 組合債		7,948,000	527,000	8,475,000
	1 組合債	7,948,000	527,000	8,475,000
歳入合計		28,570,000	1,601,000	30,171,000

歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
5 建設費		千円 14,184,483	千円 1,601,000	千円 15,785,483
	1 建設管理費	1,424,131	13,300	1,437,431
	2 整備費	12,760,352	1,587,700	14,348,052
歳出合計		28,570,000	1,601,000	30,171,000

第2表 繰越明許費補正				
款	項	事業名	補正前の額	補正後の額
4 港 営 費	1 港 営 管 理 費	港 湾 振 興 事 業 費	千円 —	千円 10,076
5 建 設 費	2 整 備 費	港湾メンテナンス（港湾改修費）補助事業費	—	519,000
		港湾メンテナンス（港湾施設改良費）補助事業費	—	249,000
		港湾メンテナンス（統合）補助事業費	—	72,600
		港湾改修（国際拠点）交付金事業費	25,000	780,000
		港湾施設補修事業費	530,000	1,341,400

第3表 債務負担行為補正

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
外国客船対応業務	—	— <small>千円</small>	令和4年度～令和5年度	56,342 <small>千円</small>
松重ポンプ所整備費	令和5年度	184,000	令和5年度	220,800

第4表 組合債補正						
起債の目的	限度額			起債の方法	利率	償還の方法
	補正前の額	補正額	計			
公共事業	千円 6,860,000	千円 527,000	千円 7,387,000	普通貸借 又は 債券発行	8.5%以内	政府資金については融資条件により、銀行その他の場合には起債年度から据置期間を含めて30年度間以内に元利均等、元金均等若しくは元金不均等の方法で毎年度1期若しくは2期に分けて償還し、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、組合財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は借り換えることができる。
計	7,948,000	527,000	8,475,000			

第10号議案

令和4年度名古屋港管理組合基金特別会計補正予算

令和4年度名古屋港管理組合基金特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,400千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ159,200千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年11月15日提出

名古屋港管理組合管理者 名古屋市長 河村 たかし

第1表 歳入歳出予算補正				
歳入				
款	項	補正前の額	補正額	計
1 水族館振興基金収入		千円 18,130	千円 1,120	千円 19,250
	2 寄附金	10	1,020	1,030
	3 繰越金	10	100	110
3 環境振興基金収入		82,900	2,280	85,180
	2 寄附金	20	1,000	1,020
	3 繰越金	20	1,280	1,300
歳入合計		155,800	3,400	159,200

歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
1 水族館振興基金		千円 18,130	千円 1,120	千円 19,250
	1 積立金	130	1,120	1,250
3 環境振興基金		82,900	2,280	85,180
	1 積立金	50,080	2,280	52,360
歳 出 合 計		155,800	3,400	159,200

第11号議案

令和4年度名古屋港管理組合施設運営事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和4年度名古屋港管理組合施設運営事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 令和4年度名古屋港管理組合施設運営事業会計予算(以下「予算」という。)第2条中「1,759,194千円」を「2,011,194千円」に改める。

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文括弧書中「1,651,000千円」を「1,903,000千円」に、「739,000千円」を「991,000千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第1款 資本的支出	2,097,000千円	252,000千円	2,349,000千円
第1項 建設改良費	1,759,194千円	252,000千円	2,011,194千円

(債務負担行為)

第4条 予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり補正する。

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
維持補修費	令和5年度	80,800千円

(変更)

事 項	期 間	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
		限 度 額	期 間 限 度 額	
埠頭用地整備費	令和5年度	231,400千円	令和5年度 378,000千円	609,400千円

令和4年11月15日提出

名古屋港管理組合管理者 名古屋市長 河村 たかし

第十二号議案

職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和四年十一月十五日提出

名古屋港管理組合管理者 名古屋市長 河村 たかし

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成四年名古屋港管理組合条例第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であつて、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号イ(1)中「第二条の四」を「当該子の出生した日から第三条の二に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあつては当該期間の末日から六月を経過する日、第二条の四」に、「二歳」を「当該子が二歳」に改め、「及び」の下に「引き続き」を加え、「引き続き」を削り、同号ロを次のように改める。

ロ 次のいずれかに該当する非常勤職員

(1) その養育する子が一歳に達する日（以下「一歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第二条の三第二号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日）が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日。以下(1)において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であつて、同条第三号に掲げる場合に該当して当該子の一歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(2) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後引き続き特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第二条第五号ハを削る。

第二条の三第三号を次のように改める。

三 一歳から一歳六箇月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第三条第七号に掲げる事情に該当するときにあつてはロ及びハに掲げる場合に該当するとき、管理者が定める特別の事情がある場合にあつてはハに掲げる場合に該当するとき） 当該子の一歳六箇月到達日

イ 当該非常勤職員が当該子の一歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当

してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後であるときにあつては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をするときにあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするとき。

ロ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において育児休業をしているとき又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の一歳到達日（当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしているとき。

ハ 当該子の一歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として管理者が定める場合に該当するとき。

ニ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがないとき。

第二条の四各号列記以外の部分を次のように改める。

法第二条第一項の条例で定める場合は、一歳六箇月から二歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当するとき（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第七号に掲げる事情に該当するときにあつては第二号及び第三号に掲げる場合に該当するとき、管理者が定める特別の事情がある場合にあつては同号に掲げる場合に該当するとき）とする。

第二条の四第二号中「とき」を「とき。」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号中「地方等育児休業をしているとき」を「地方等育児休業をしているとき。」に改め、同号を同条第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 当該非常勤職員が当該子の一歳六箇月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期

間の初日とする育児休業をしようとするとき。

第二条の四に次の一号を加える。

四 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳六箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがないとき。

第二条の五を削る。

第三条第五号を削り、同条第六号を同条第五号とし、同条第七号中「第二条の四」を「前条」に改め、同号を同条第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 任期を定めて採用された職員であつて、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後引き続き特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするこ
と。

第三条第八号を削る。

第三条の次に次の一条を加える。

（法第二条第一項第一号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間）

第三条の二 法第二条第一項第一号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、五十七日間とする。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の職員の育児休業等に関する条例の規定は、令和四年十月一日から適用する。

（経過措置）

2 令和四年十月一日前にこの条例による改正前の職員の育児休業等に関する条例第三条第五号の規定により計画を申し出た職員に対する同号の規定の適用については、なお従前の例による。

説 明

この案を提出するのは、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、育児休業の取得回数制限を緩和する等のため必要があるからである。

第13号議案

指定管理者の指定について

下記のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を指定するものとする。

令和4年11月15日提出

名古屋港管理組合管理者 名古屋市長 河村 たかし

記

- | | |
|--------------|------------------------------|
| 1 施設 の 名 称 | 新舞子マリパーク、南浜緑地及び北浜緑地 |
| 2 指定管理者となる団体 | 愛知県知多市八幡字小根14番地の29
株式会社日誠 |
| 3 指 定 の 期 間 | 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで |

説 明

この案を提出するのは、新舞子マリパーク、南浜緑地及び北浜緑地の指定管理者を指定するため必要があるからである。

第14号議案

指定管理者の指定について

下記のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を指定するものとする。

令和4年11月15日提出

名古屋港管理組合管理者 名古屋市長 河村 たかし

記

- | | |
|--------------|---|
| 1 施設 の 名 称 | 中川口緑地、金城ふ頭中央緑地、堀川東緑地、大手ふ頭緑地、新宝緑地、船見緑地及び堀止緑地 |
| 2 指定管理者となる団体 | 名古屋市港区港陽一丁目1番69号
公益財団法人名古屋港緑地保全協会 |
| 3 指 定 の 期 間 | 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで |

説 明

この案を提出するのは、中川口緑地始め7緑地の指定管理者を指定するため必要があるからである。

第15号議案

指定管理者の指定について

下記のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を指定するものとする。

令和4年11月15日提出

名古屋港管理組合管理者 名古屋市長 河村 たかし

記

- | | | |
|---|------------|--|
| 1 | 施設の名称 | 富浜緑地（名古屋港ゴルフ倶楽部（富浜コース）等を除く。）、金岡緑地、木場東緑地、木場南広場、楠広場、楠緑地、楠南広場及び東浜中央緑地 |
| 2 | 指定管理者となる団体 | 名古屋市港区港陽一丁目1番69号
公益財団法人名古屋港緑地保全協会 |
| 3 | 指定の期間 | 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで |

説明

この案を提出するのは、富浜緑地（名古屋港ゴルフ倶楽部（富浜コース）等を除く。）始め8緑地の指定管理者を指定するため必要があるからである。

第16号議案

指定管理者の指定について

下記のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を指定するものとする。

令和4年11月15日提出

名古屋港管理組合管理者 名古屋市長 河村 たかし

記

- | | |
|--------------|-------------------------------|
| 1 施設 の 名 称 | 名古屋港ゴルフ倶楽部（富浜コース）等 |
| 2 指定管理者となる団体 | 名古屋市中区栄四丁目5番3号
株式会社ウッドフレンズ |
| 3 指 定 の 期 間 | 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで |

説 明

この案を提出するのは、名古屋港ゴルフ倶楽部（富浜コース）等の指定管理者を指定するため必要があるからである。

第17号議案

指定管理者の指定について

下記のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を指定するものとする。

令和4年11月15日提出

名古屋港管理組合管理者 名古屋市長 河村 たかし

記

- | | |
|--------------|----------------------------------|
| 1 施設 の 名 称 | 名古屋港ポートビル及びガーデンふ頭臨港緑園 |
| 2 指定管理者となる団体 | 名古屋市港区港町1番3号
公益財団法人名古屋みなと振興財団 |
| 3 指 定 の 期 間 | 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで |

説 明

この案を提出するのは、名古屋港ポートビル及びガーデンふ頭臨港緑園の指定管理者を指定するため必要があるからである。

第18号議案

指定管理者の指定について

下記のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を指定するものとする。

令和4年11月15日提出

名古屋港管理組合管理者 名古屋市長 河村 たかし

記

- | | | |
|---|------------|----------------------------------|
| 1 | 施設の名 称 | 名古屋港水族館 |
| 2 | 指定管理者となる団体 | 名古屋市港区港町1番3号
公益財団法人名古屋みなと振興財団 |
| 3 | 指 定 の 期 間 | 令和5年4月1日から令和15年3月31日まで |

説 明

この案を提出するのは、名古屋港水族館の指定管理者を指定するため必要があるからである。

第19号議案

権利の放棄及び和解について

破産手続について、下記のとおり権利を放棄し、和解をするものとする。

令和4年11月15日提出

名古屋港管理組合管理者 名古屋市長 河村 たかし

記

1 事件の概要

本組合の管理する公有地を使用していた東海石油企業株式会社が、令和3年11月4日付けで名古屋地方裁判所により破産手続開始決定された。

公有地には、同社の建物等が残置されており、また土壌汚染が確認されていることから、破産手続を進めるなかで本組合が保管している保証金の債権への充当、本組合の同社に対する原状回復請求権の放棄、同社の建物等の所有権放棄等について破産管財人と和解契約を締結するものである。

2 相手方の住所及び氏名

破産者 名古屋市天白区鴻の巣一丁目1003番地 東海石油企業株式会社

破産管財人 名古屋市中区丸の内一丁目16番8号 C-8ビル5階 弁護士法人オールスター 弁護士 上松 健太郎

3 権利の放棄及び和解の内容

- (1) 本組合は、本組合が保管している保証金から本組合が破産者に対して有する債権をもって順次充当して差し引くものとする。
- (2) 本組合は、破産管財人による破産法第53条第1項に基づく公有地賃貸借契約の解除に伴う原状回復並びに名古屋港管理組合港湾施設条例第17条及び行政財産使用許可に付された許可条件第8条に基づく原状回復に係る請求権を放棄する。
- (3) 破産管財人は、別表の公有地上に残置した建物等の所有権を放棄し、本組合の裁量により撤去、売却、廃棄等の処分を行うことを認める。

別表

	物 件	所 在 地	概 要
(1)	荷さばき地 (中川運河62号)	中川運河中幹線B地区第21号地	目的：ドラム缶揚場として 面積：331.00平方メートル 許可：令和3年8月10日付許可
(2)	行政財産土地	中川運河中幹線B地区第21号地	目的：石油、油脂類貯蔵及び揚場の敷地として 面積：175.60平方メートル 許可：令和3年3月15日付指令第1448号
(3)	普通財産土地	中川運河中幹線B地区第21号地	目的：石油、油脂類貯蔵及び揚場の敷地として 面積：2,494.26平方メートル 契約：令和2年10月8日付公有地賃貸借契約締結

説 明

この案を提出するのは、本組合の管理する公有地について原状回復を図るため権利を放棄し、和解をするため必要があるからである。

第20号議案

訴えの提起について

下記のとおり訴えを提起するものとする。

令和4年11月15日提出

名古屋港管理組合管理者 名古屋市長 河村 たかし

記

1 裁判所

名古屋地方裁判所

2 訴えの相手方の住所及び氏名

名古屋市中川区福川町四丁目1番地

佐藤株式会社 代表清算人 佐藤 治郎

3 請求の趣旨

(1) 相手方に対し、別表記載の建物の収去及び不法占拠土地の明渡し並びに同土地を不法占拠していることにより被った損害金の支払を求め
る。

(2) 相手方に対し、未納となっている貸付料5,580,955円の支払を求める。

(3) 相手方に対し、未納となっている貸付料に対し、納期限の翌日から納付の日まで年14.6%の割合で算出される額の遅延利息の支払を求め
る。

4 その他

管理者は、第一審判決の結果必要がある場合は上訴し、又は訴訟の遂行上必要がある場合においては、裁判上の和解を行うことができる。

別表

所在地	建物延床面積	占有面積
中川運河中幹線A地区第35号地	871.72平方メートル	1,123.97平方メートル

説 明

この案を提出するのは、建物収去及び土地の明渡し並びに未納となっている貸付料等の支払を求めるため、訴えを提起する必要があるからである。

第21号議案

訴えの提起について

下記のとおり訴えを提起するものとする。

令和4年11月15日提出

名古屋港管理組合管理者 名古屋市長 河村 たかし

記

1 裁判所

名古屋地方裁判所

2 訴えの相手方の住所及び氏名

名古屋市中川区東起町5丁目45番地（第三西垣ハイツ403号）

SATO RENAN TERUICHI

3 請求の趣旨

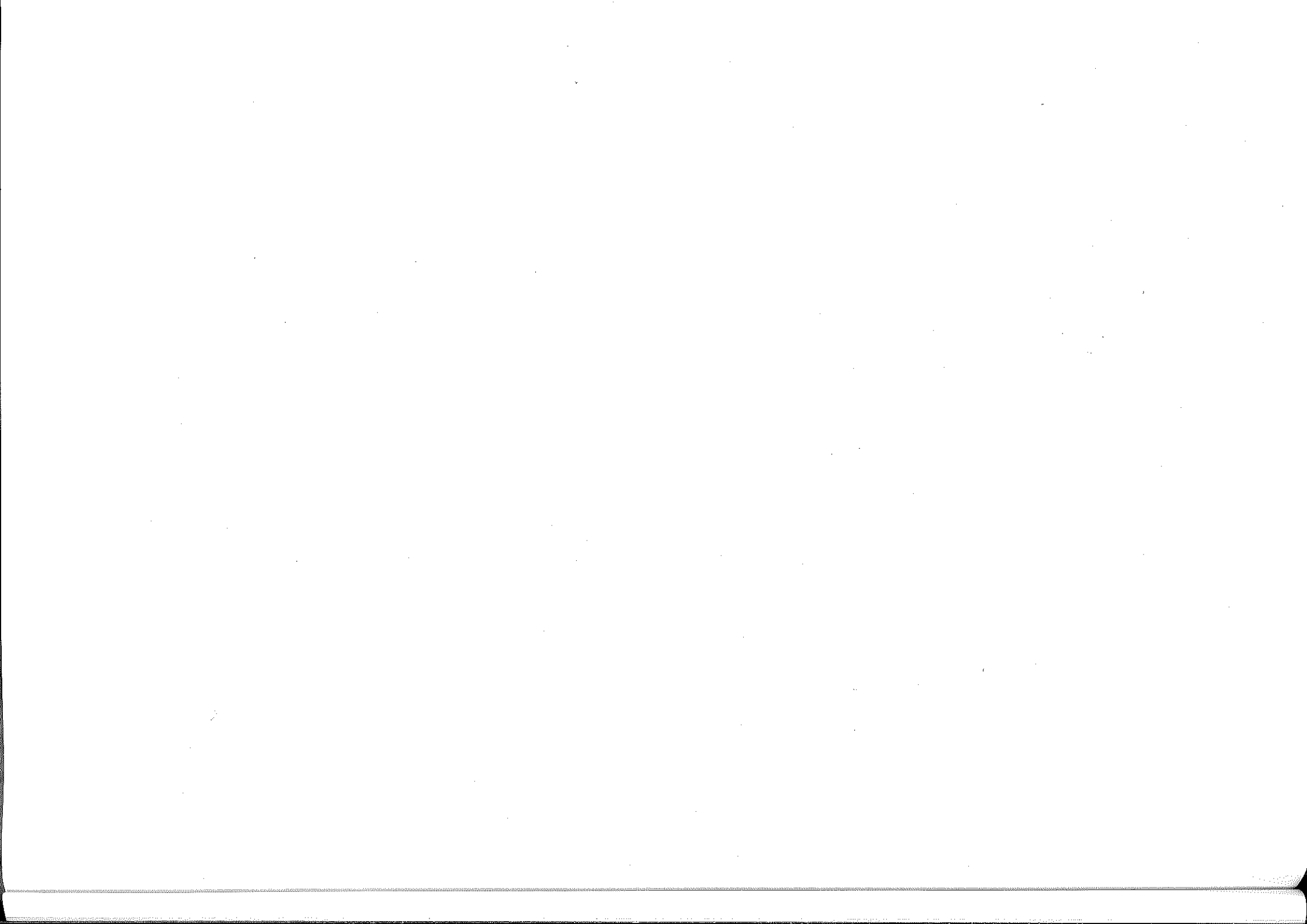
相手方に対し、金城ふ頭内における埠頭保安設備破損事故により被った損害金5,977,917円及びこれに対する事故発生日から納付の日まで年3%の割合で算出される額の遅延利息の支払を求める。

4 その他

管理者は、第一審判決の結果必要がある場合は上訴し、又は訴訟の遂行上必要がある場合においては、裁判上の和解を行うことができる。

説 明

この案を提出するのは、埠頭保安設備破損事故により被った損害金等の支払を求めるため、訴えを提起する必要があるからである。



○この印刷物は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づく基本方針の判断の基準を満たす紙を使用しています。

○リサイクル適性の表示
この印刷物は、Aランクの資材のみを使用しており、印刷用の紙にリサイクルできます。

